

施策
1-1

次世代につなぐ子ども・子育て支援の充実

◆ 施策のめざす姿

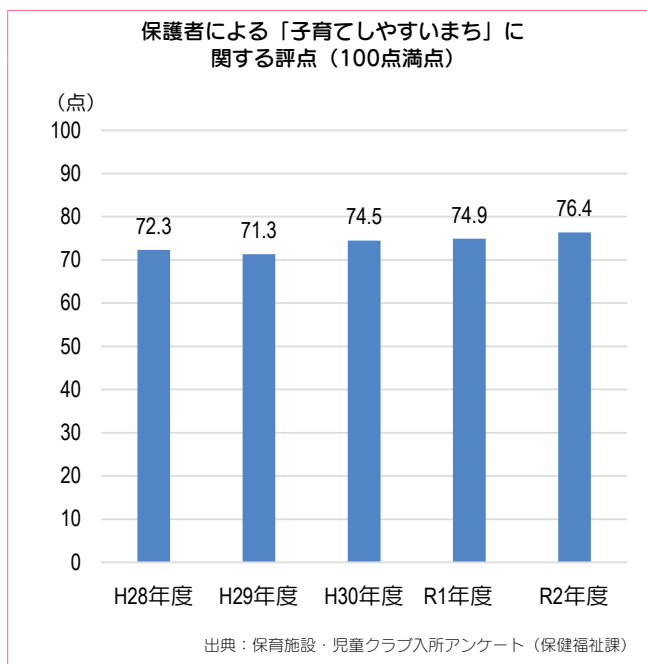
安心して産み、子育てができる環境を整えます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
保護者による「子育てしやすいまち」に関する評点（100点満点）	76.4点	80.0点	保護者アンケート（評点75点以上で満足）の結果から、一定の満足度評価を得られていると捉え、目標値を設定しています。
合計特殊出生率	1.12	1.50	婚姻率を上げるための取組や、子どもを生み育てやすい事業実施に努め、出生数の減少の抑制を図り、全国平均を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 「安心して産み、子育てができる環境を整える」目標実現のために、仕事と育児の両立のための環境整備が重要となります。核家族化や少子化の進行、女性の社会進出等により家庭の養育力低下が懸念される中、保育事業に対する需要は益々高まり、また多様化の傾向にあります。保護者が安心して子どもを預け働けるよう、保育サービスや放課後の居場所の充実を図り、子どもの受け皿となる保育の安定的確保に取り組みます。併せて、子育ての不安や悩みを取り除き、不安を抱える保護者を孤立させないよう、子育て拠点の充実など児童の健全育成に努めます。
- 子どもの健やかな成長では、子育て世代包括支援センターを拠点に、妊娠期から思春期まで切れ目ない支援を推進していきます。
- 子どもの人権尊重では、子どもの人権や権利が守られ生活できるよう、児童虐待などの早期発見と防止に取り組みます。
- 合計特殊出生率は全国平均を下回り、出生数においても年々減少しています。家族形成の支援など少子化対策に引き続き取り組みます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 第2期愛南町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）
- 第2次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・aiプラン」（H30～R9）
- 第3次愛南町食育推進計画「愛なん食育プランⅢ」（R2～R6）

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政策
1

政策
2

政策
3

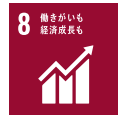
政策
4

政策
5

まち・こ
ども・こ
がね
総合戦
略

地
域
計
画
画
化

資
料
編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 子どもの健やかな成長 妊娠期から思春期まで親子が健やかに過ごすることができます。	妊娠20週以降の妊娠届出数	0件	0件	産婦人科と連携し、妊婦が早期に妊娠届出できるように取り組みます。
	3歳児健診の受診率	100%	100%	健診の重要性を周知し、現状維持を目指します。
	3歳児健診におけるむし歯のある子どもの割合	18.1%	16.0%	歯科指導を行い、むし歯予防に取り組みます。
	若年妊婦の割合	1.5%	1.0%	思春期から性教育を行い、若年の望まない妊娠を減らすことを目指します。
2 保育サービス等の充実 保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられ、働くことができます。	戦略 強靱 保育所を利用している保護者の満足度（100点満点）	80.6点	80.0点	継続した保育サービスの提供に努め、現状の維持・向上を目指します。
	学童保育を利用している保護者の満足度（100点満点）	76.8点	80.0点	継続した保育の提供維持に努め、現状の維持・向上を目指します。
	放課後の児童の受入事業（施設）設置数	8か所	8か所	学校統廃合の問題などを考慮し、適切な設置数維持に取り組みます。
3 地域における子育て支援 子育ての不安や悩みを取り除きます。	戦略 子育てについて相談できる相手（場所）がある（ある）保護者の割合	93.5%	100%	孤立する子育て世帯の解消を図り、現状の維持・向上を目指します。
	子育てについて相談できる相手（場所）の相談先の数（人、行政機関等）	4.2 相談先数	4.5 相談先数	複数の相談先数の維持に取り組みます。
4 子どもの人権尊重 人権や権利が守られ、生活できます。	児童虐待認知件数（新規実人数）	0件	0件	関係機関との連携等により、児童虐待が起きないことを目指します。
5 家族形成意識醸成の支援 若い世代を中心に婚姻率が高まります。若い世代の婚姻や家族形成意識を醸成し、次世代が育成されます。	戦略 出会いの場を提供したカップルの延べ成婚数（基本計画期間累計）	5組	9組	出会いの場を増やし、成婚数の増加を目指します。
	婚姻率（人口1,000人当たり）	2.0%	2.5%	若い世代の婚姻に際して、補助を行い婚姻率の上昇を目指します。



育児相談



地域子育て支援拠点事業（御荘保育所「こあら」）

用語解説

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの人数に相当するものです。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健福祉医療の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に提供する機関です。

序論

基本構想

基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

まちづくり戦略
創生総合戦略

国土強靱画
地域計画

資料編

施策 1-2 高齢者福祉の充実

◆ 施策のめざす姿

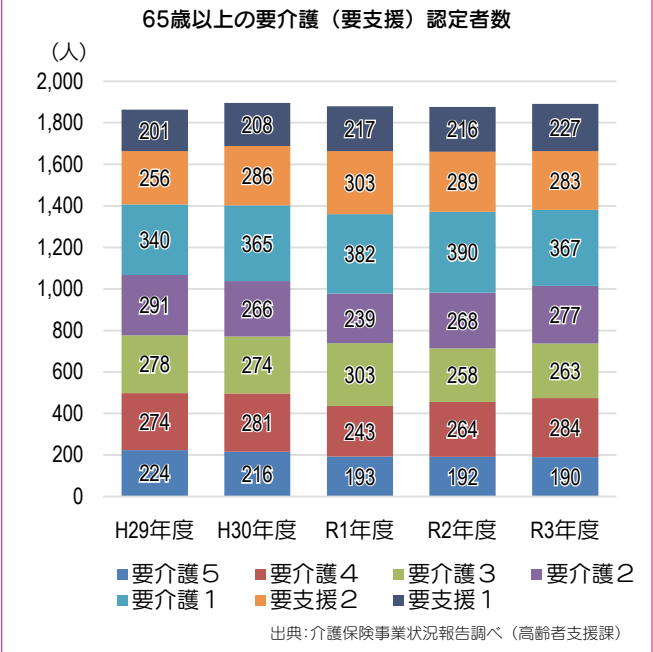
高齢者が健康で、生きがいをもって住み慣れた地域で生活できます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
自立高齢者の割合	79.2%	80.0%	介護予防の促進や高齢者福祉の充実により元気な高齢者の増加を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 令和3（2021）年4月1日現在の高齢化率は44.8%で、令和22（2040）年には58.6%になると推計されています。また、町内の127地区（行政区）のうち53地区が限界集落であることに加え、単身高齢者世帯の割合の増加や活動している老人クラブ数が減少するなど、地域力の低下や人間関係の希薄化が進んでいます。一方で介護人材の不足も進んでいることから地域における支え合い連携の強化が必要となっています。
- 要支援・要介護認定の新規該当者の平均年齢は令和2（2020）年度では81.8歳・82.4歳と若年齢化しているため、高齢者なるべく要介護状態にならず自立した生活が送れるように「自立支援・重度化防止」に向けた取組を推進していきます。
- 介護人材の不足については、介護給付の適正化を行う一方で、新たな介護の担い手の確保と地域で支える仕組みづくりを進めていき、地域包括ケアシステムの更なる深化に向け取り組んでいきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛南町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（R3～R5）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まちづくり総合戦略
国土強靱化



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 安心と尊厳のある暮らしの保持 高齢者の権利が守られるとともに必要な時に相談することができ、安心して暮らせるための支援を受けられます。	高齢者の人権が侵害された件数	4件	0件	早期発見・早期対応を図り、高齢者の権利が侵害されることをなくしていきます。
2 戦略 強靱 介護予防・健康づくり・生きがいの推進 自発的な社会活動や各種事業を通じて、介護予防・健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活しています。	要支援認定者の新規該当者の平均年齢	81.8歳	82.3歳	介護予防や生きがいの促進により、健康寿命の延伸を図ります。
	要介護認定者の新規該当者の平均年齢	82.4歳	83.3歳	介護予防や各種事業により、重症化予防に取り組みます。
	生きがいをもっている高齢者の割合	55.2%	60.0%	活動の工夫や啓発により生きがいのある高齢者を増やしていきます。
3 戦略 地域における支えあい・連携の強化 地域における支え合いや連携を強化することで、高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができます。	相談相手がない高齢者の割合	10.1%	8.0%	相談機関の周知や相談支援活動により高齢者の孤立を防ぎます。
	第2層協議体の設置数	0協議体	4協議体	地域の支え合い活動を促進するために協議体を設置していきます。
	他の事業所との連携ができていると答える医療・介護従事者の割合	72.3%	73.0%	各機関との連携推進の活動により、成果の向上を目指します。
4 強靱 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制整備 在宅において日常生活の支援や住まいの支援を受けることで高齢者が安心して暮らすことができます。	高齢者福祉サービスの利用者数	1,367人	1,400人	積極的な事業の周知により成果の向上を図ります。
5 介護保険サービスの充実 介護や支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができます。	介護保険サービス利用者のうち施設サービスの利用割合	21.4%	21.0%	在宅サービスの充実を図り、成果の向上を目指します。
	町外施設に入所している高齢者の割合	0.3%	0.2%	給付の適正化を図ることにより、成果の向上を目指します。
	町内介護保険サービス事業所及び施設に勤務する介護従事者等の人数	707人	700人	就労促進と離職防止の取組により、現状維持を目指します。



介護予防教室



老人クラブ活動（グランドゴルフ大会）

用語解説

介護予防	高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないようにしたり、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにしたりすることです。
協議体	住民や支援者、行政等様々な主体がメンバーとなり、地域の支え合いの仕組みづくりを促進するための話し合いの場。協議体には町全域を範囲とした第1層と日常生活圏域を範囲とした第2層があります。
要介護度 (要介護・要支援)	介護保険制度で、介護の必要な程度に応じて定められた区分で、要支援1～2、要介護1～5の7段階に分けられています。

序
論

基本
構想

基本
計画

政策
1

政策
2

政策
3

政策
4

政策
5

まち
ひと
しごと
創生
総合
戦略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策 1-3 障がい者（児）福祉の充実

◆ 施策のめざす姿

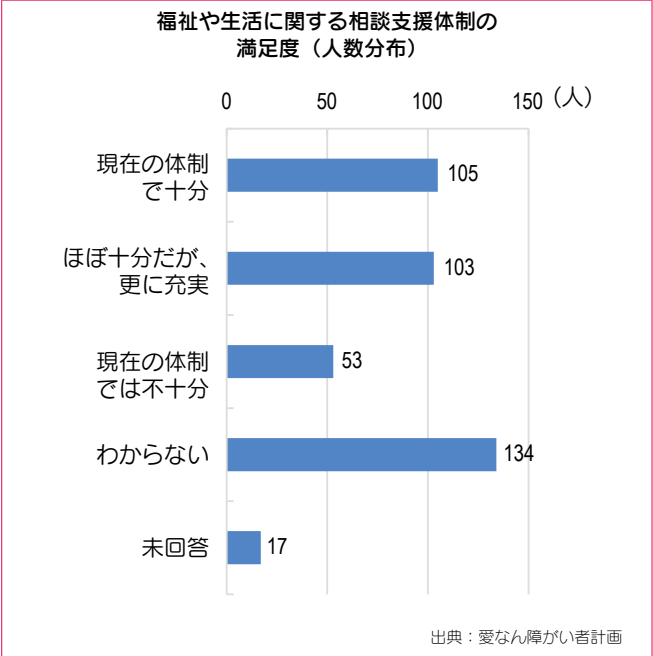
障がい者（児）が町内で自ら望む地域生活をいきいきと営むことができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
町内で生活をしている障がい者の割合	95.2%	95.0%	地域で安心して生活ができるための社会資源（人・もの）の確保・充実に取り組み、現状の維持・向上を目指します。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

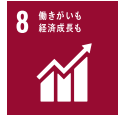
- 近年、児童発達支援事業を利用する子どもや気になる子どもの人数が増加しています。そのため国は平成28（2016）年度に発達障害者支援法の改正を行い、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、その支援が切れ目なく行われることに関する地方公共団体の責務を明らかにしています。
- 中核的な役割を果たす児童発達支援センター及び基幹相談支援センターの設置に取り組み、自立支援及び地域生活支援の推進など、必要な人に必要なサービスや制度が利用できるように相談支援体制の充実を図ります。
- 愛南町地域自立支援協議会や各部会を中心に日中活動の場など地域に必要な社会資源の確保・創出に取り組んでいきます。
- 障がいがあっても地域の中で本人の権利が損なわれない人にやさしいまちづくりや、地域の中で自分らしく活躍ができるように、社会参加の促進と就労支援に取り組んでいきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

愛なん障がい者計画
 （第3次愛南町障がい者計画・第6期愛南町障がい福祉計画・第2期愛南町障がい児福祉計画）

序論
基本構想
基本計画
政策1
政策2
政策3
政策4
政策5
まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土強靱化
資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 児童発達支援の充実 障がい児支援を、健診・相談から子育て支援の一環としてとらえ、ライフステージに沿って切れ目のない支援が得られ、家族は安心して子育てできます。	各種児童発達支援サービスを受けている子ども数	89人	90人	児童の受入れ体制の強化に取り組み、現状の維持・向上を目指します。
	適切なサービスを受けるために相談支援を利用している子ども数	76人	80人	保健、医療、福祉等が連携し、現状の維持・向上を目指します。
2 自立支援及び地域生活支援の推進 障がい種別に応じたサービスを受けることにより、住み慣れた地域で生活を送ることができます。	自立支援給付を受けている人数	477人	500人	近年の利用者数の伸び率（5%）から目標値を設定しています。
	地域生活支援事業の利用者数	520人	530人	成年後見制度の利用促進を図り、成果向上に取り組みます。
3 社会参加の促進と就労支援 障がい者（児）が社会参加しやすい環境が整い、地域社会の一員であるという意識が醸成します。	戦略 町内の就労支援事業所利用率	87.8%	88.0%	官民協働で新たな仕事の創出に取り組み、目標値の維持・向上を目指します。
	障がい者の日中活動の場を提供する事業所等の数	10箇所	12箇所	障がい者計画を推進することにより、成果向上に取り組みます。
4 障がい者の人権尊重 地域で、安全に暮らすために人権が尊重されています。	障がい者に関する権利が損なわれた件数（子ども、高齢者以外）	0件	0件	地域や関係機関と連携し、障がい者虐待の防止に取り組みます。



身体障害者福祉協議会



おれんじくらぶ療育

用語解説

児童発達支援事業	障がいのある子どもが、通所して日常生活における基本的動作及び知識技能の習得や集団生活に適應できるように訓練を行う事業です。事業には、未就学児が利用できる児童発達支援と就学児が利用できる放課後等デイサービスがあります。
児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、障がいのある子どもとその家族のための相談や療育など総合的に支援をしていきます。施設では、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適應のための訓練を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的役割を担う施設です。障がい種別や手帳の有無に関わらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。
愛南町地域自立支援協議会	地域の関係者が集まり、個別の相談事例を通じて明らかになった、地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備などについて協議をする場です。

施策 1-4 健康・医療体制の充実

◆ 施策のめざす姿

健康な暮らしができる町民が増えます。
町民が安心して医療を受けることができます。

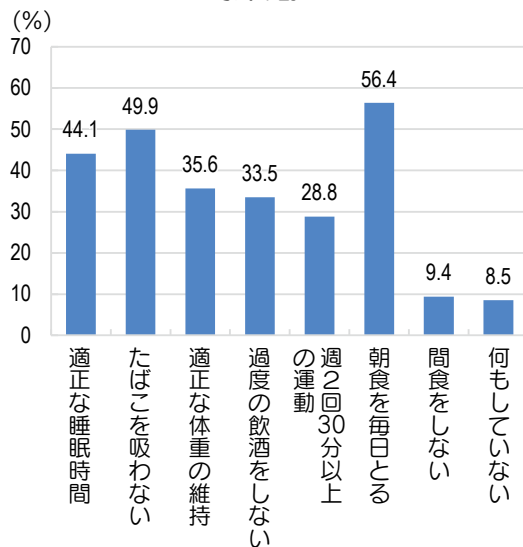
◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
65歳以上で介護認定を受けていない町民の割合	79.2%	80.0%	健康づくりや生活習慣病の予防、病気の早期発見・早期治療に取り組むことにより健康寿命の延伸を目指します。
自分で健康と感じている町民の割合	78.4%	80.0%	運動や食事などの生活習慣の中で、自分に合った健康づくりを実践できるよう、情報提供や環境整備に取り組みます。
65歳未満の死亡率 (65歳未満人口千対)	2.2	1.8	健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症や重症化予防、こころの健康づくりや感染症予防に取り組みます。
町内の医療体制に対する満足度	38.0%	40.0%	町民が安心して医療を受けることができるように町立病院、県立病院及び医師会と連携を深め、救急医療体制の維持を図るとともに、安定的な医師確保に取り組みます。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 高齢化に伴う疾病の慢性化、長期化、重症化などの影響を受け、医療ニーズは増大しています。限りある医療資源を守るため、ライフステージに応じた健康づくりの実践を支援し、生活習慣病の発症や重症化を予防できるよう取り組んでいきます。特に高齢者の生活習慣病の重症化やフレイルを予防するため「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進します。こころの健康では、生きることの包括的支援を図り、関係機関のネットワークを構築することで自殺対策を強化します。
- 医療体制では、救急医療を担う県立南宇和病院の常勤医不足が続いています。医師の赴任や定着を図るため、医学生や研修医、県内外の医師に対する働きかけを行い、住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医の推進と総合的な医療体制の充実を図ります。また、子ども医療費助成制度を拡充し、子どもの疾病の早期発見と早期治療、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。
- 疾病の流行及び重症化を予防するため、引き続き予防接種を実施します。感染症に関する周知や啓発を行うと同時に、感染症の被害を最小限にとどめるため、関係機関との連携を強化します。

自分の健康を保つため実行している町民の割合



出典：R3年 住民アンケート

◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

- 第2次愛南町健康増進計画「健康・生きいき・aiプラン」(H30～R9)
- 第3次愛南町食育推進計画「愛なん食育プランⅢ」(R2～R6)
- 第2次愛南町自殺対策計画 (R4～R8)
- 第2期愛南町保健事業実施計画「データヘルス計画」(H30～R5)



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 生活習慣病の予防 自分に合った健康づくりの方法で健康管理ができます。	喫煙している町民の割合	取得予定	—	喫煙の害を普及啓発することで、喫煙者の減少に取り組みます。
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している町民の割合	取得予定	—	適正飲酒の普及啓発により、多量飲酒者の減少に取り組みます。
	20歳の時の体重から10kg以上増加している町民の割合	取得予定	—	食事・運動等の生活習慣の改善により、肥満者の減少に取り組みます。
	1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している町民の割合	取得予定	—	自分にあった運動の普及啓発により実施率の向上に取り組みます。
2 早期発見・早期治療の推進 健（検）診を定期的に受診し、病気が早期に発見され、早期に治療を行います。	年1回健診を受けている町民の割合	取得予定	—	生活習慣病予防を目指し、健康診査の受診率向上に取り組みます。
	年1回がん検診を受けている町民の割合	取得予定	—	がんの正しい情報を提供し、がん検診の受診率向上に取り組みます。
3 こころの健康づくり こころの悩みを相談したり、軽減することでこころの健康を保ちます。	ストレスを解消する方法をもっている町民の割合	69.8%	70.0%	自分にあったストレス解消法が実践できるよう普及啓発に取り組みます。
	人口10万あたり自殺死亡率	14.3	12.8	関係機関との連携により目標値12.8を下回ることを目指します。
4 感染症予防対策の推進 感染症の予防・啓発に努め、発生・まん延を防ぎます。	各種予防接種の接種率	取得予定	—	感染症予防のため、予防接種の接種率向上に取り組みます。
5 医療保険制度の健全運営 医療保険制度を健全に運営します。	国民健康保険の一人当たりの年間保険給付費	336,188円	336,000円	近年の年間保険給付費は上昇傾向のため現状維持を目指します。
	国民健康保険税の収納率	97.22%	98.00%	県平均を上回る現在の収納率の維持・向上を目指します。
	後期高齢者医療の一人当たりの年間保険給付費	712,750円	712,000円	近年の年間保険給付費は上昇傾向のため現状維持を目指します。
	後期高齢者医療保険料の収納率	99.85%	99.86%	現状が高い水準にあるため、現状の維持・向上を目指します。
6 福祉医療費助成制度の充実 社会的・経済的に弱い立場にある方の医療費に係る経済的負担を軽減します。	福祉医療費年間助成額	119,580千円	125,000千円	子ども医療費助成の拡大等、経済的負担の軽減に取り組みます。
7 安心して医療を受けられる体制の確保 一次・二次救急医療体制の確保と町内医療機関の連携により、地域医療の充実を図ります。	一次救急医療に従事する常勤医師数	12人	13人	町内医療機関との連携を図り、一次救急医療体制の維持に取り組みます。
	二次救急医療に従事する常勤医師数	10人	10人	県・大学等と連携を図り二次救急医療体制の維持に取り組みます。
	かかりつけ医をもっている人の割合	62.0%	70.0%	町の救急医療体制維持のために、かかりつけ医をもつことの啓発に取り組みます。

用語解説

フレイル

加齢に伴う「身体的」な衰えだけでなく、認知機能の低下による「精神的」な衰えや閉じこもりなどの「社会的」な衰えなど複数の要因が関連した虚弱な状態をいいます。その状態が続くと生活機能が低下し、将来、要介護状態となる危険性が高くなります。

序
論

基本
構
想

基本
計
画

政
策
1

政
策
2

政
策
3

政
策
4

政
策
5

まち
ひこ
しごと
創
生
総
合
戦
略

地
域
土
強
計
画
画
化

資
料
編

施策 1-5 地域福祉の推進

◆ 施策のめざす姿

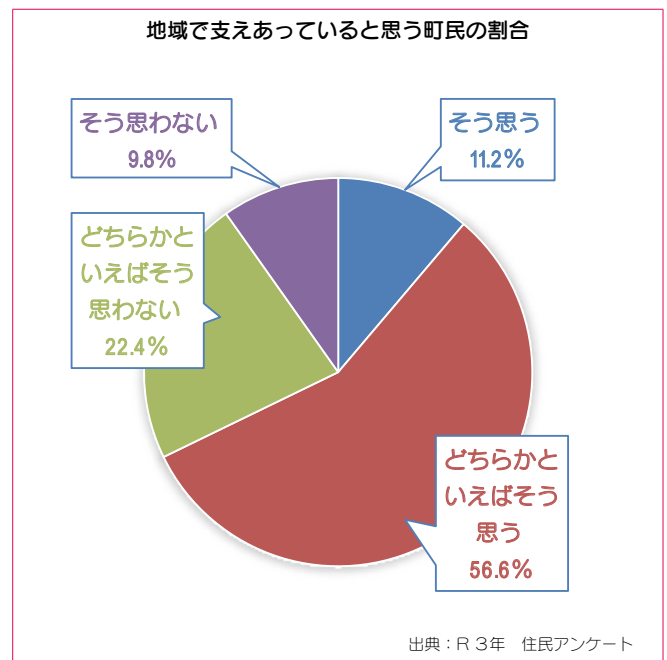
住み慣れた地域で、お互いに支えあいながら安心して暮らすことができます。

◆ 施策の成果指標

指標名	基準値	目標値	指標の方向性
地域で支えあっていると思う町民の割合	67.8%	70.0%	地域の生活課題に対して、住民相互が自主的に支え合い、助け合う意識の醸成を図ります。

◆ 施策の基本方針（課題と方向性）

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化に伴い、相互扶助によるつながりの希薄化や担い手の問題など、地域社会における支え合いの基盤が弱まりつつあります。そのような中、地域の住民や多様な団体が主体的に参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。
- 地域福祉の推進には、地域住民等の参画が不可欠です。今後、「自助」「共助・互助」「公助」の仕組みを強化した地域福祉活動への住民参画を促していくためには、民生児童委員をはじめとする担い手の確保と育成がより重要視されます。
- 地域が抱える課題は、「生活困窮」「子育て」「高齢者」「障がい」など多岐の分野に渡り、また複雑化・複合化しています。支援が必要な人を適切な支援につなげるためには、これまでの単一の制度による支援では対応に限界があることから、分野を超えた横断的な支援体制の構築や、地域での支えあいや交流等の機会確保の取組を推進していきます。



◆ 施策の個別計画（又は関連計画）

第4次愛南町地域福祉計画（R3～R8）

序論

基本構想

基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国土強靭化計画

資料編



◆ 基本事業の構成

基本事業名とめざす姿	指標名	基準値	目標値	指標の方向性
1 総合相談窓口による支援 いつでもどこでも誰でも相談ができ、適切な支援を受けられます。	総合相談窓口での相談・支援件数	取得予定	—	誰でも幅広く相談を受けられる、「断らない相談支援」体制の充実に努めます。
2 地域福祉活動への参画推進 地域住民が福祉活動に参画しやすい環境を整備することで、地域福祉活動を活性化します。	強靱 民生児童委員の年間延べ相談・支援件数	2,292件	3,200件	地域住民の身近な相談相手として、見守り活動の推進に取り組みます。
	福祉分野のボランティア参加者数	770人	2,400人	地域の交流・参加・連携の支援に取り組みます。
3 社会福祉制度の円滑運営 社会福祉制度を円滑に運営します。	公的な社会福祉制度に基づく延べ支援者数	6人	3,700人	誰もが、必要な制度や施策につながることを目指します。



福祉のまちづくり座談会



SDGs ほりだしもん市

用語解説

自助	町民一人ひとりが豊かな生活を送るために、自らのことに対して努力することです。
共助・互助	町民同士が近隣の方々と豊かな地域づくりのために協力・協働することです。
公助	法律や制度に基づいて、行政機関などが提供する公的サービスのことです。(保健、医療、消防など)